

平成31年度保育所入所の申込について

平成31年度保育所入所の申込受付を次のとおり行います。

保育所入所を希望される場合、「保育の必要性の認定申請」と「保育所の利用希望の申込み」を同時に提出していただきます。

なお、認定を受けた場合でも定員によっては入所希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

新制度における

保育所利用までの流れ

◆支給認定申請兼保育所等利用申込（保育の必要性の認定の申請・保育利用希望の申込）↓調査・利用調整、入所選考↓保育の必要性の認定と保育利用施設の入所決定等を同時に通知

1. 保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育所・幼稚園などの利用を希望する場合、利用のための認定を受ける必要があります。

下図の区分に応じて利用施設等が決まっていきます。

1号認定 教育標準時間認定	
お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	利用先：幼稚園
2号認定 満3歳以上・保育認定	
お子さんが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所
3号認定 満3歳未満・保育認定	
お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等を希望する場合	利用先：保育所

- ① 保育を必要とする事由
- 保育所への入所申込みが出来る児童は、神崎町内に住所がある0歳から小学校就学前の児童で、保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要な状態であること。
- ・ 就労
 - ・ 妊娠、出産
 - ・ 保護者の疾病、障害
 - ・ 同居親族等の介護・看護
 - ・ 災害復旧
 - ・ 求職活動（起業準備を含む）
 - ・ 就学（職業訓練等を含む）
 - ・ 虐待やDVの恐れのあること
 - ・ 育児休業取得時に、既に保育所を利用していること

② 保育の必要量 ※保育を必要な事由ごとに、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用↓フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

「保育短時間」利用↓パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③ 優先利用への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVの恐れのある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断されます。

2. 保育所の申込について

◆神崎保育所・定員120人・米沢保育所・定員60人

◆申込書受付期間 平成31年1月7日①～1月15日② 9時～17時（土・日・祝日は除く）

◆受付場所 直接希望する保育所へ申請書等をお持ちください。

※保育所は、保護者や同居の親族等が就労や病気などの「保育を必要とする理由」に該当し、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。

3. 保育所利用希望申込に必要な書類

① 支給認定申請書兼保育所等利用申込書 児童1人につき1部

② 就労を確認できる書類 同一世帯で児童2人以上の場合は1部

- ・ 外勤の場合 就労（内定）証明書
- ・ 自営業・農業・内職の場合 自営業就労申立書
- ・ 病気を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し等
- ・ 出産を理由とした場合 出産証明書や母子健康手帳の写し
- ・ 病人の看護等を理由とした場合 医師の診断書又は身体障害者手帳の写しや療育手帳の写し、介護保険の認定結果がわかるもの
- ・ その他 家庭で保育できない状況を証明するもの

※平成30年1月2日以降に神崎町に転入した保護者は、前住所地の住民税課税（非課税）証明書

4. 利用者負担（保育料）

保護者の所得に応じた住民税方式で算定します。決まりましたら、お知らせします。

○問合せ

神崎保育所 ☎ 2058
米沢保育所 ☎ 2810